

CFP（カーボンフットプリント）算定ルール

策定：2024年3月14日
SRS Connect 株式会社

準拠資料：経済産業省カーボンフットプリントガイドラインに準拠した方法で算定します。
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html

以下の手順で CFP の算定を行います。

1. 目的の明確化：CFP 算定の目的をはっきりさせます。
当社は顧客にサービスを提供していますので、サービス提供が環境に与える影響を顧客に示す目的で、顧客が望む場合は算定します。
2. 対象製品の選定：算定する製品やサービスを決定します。
顧客が希望するサービスを対象として選定します。サービス条件により活動量は大きく異なります。そのため、活動量は当社が想定する平均的な値を用いて算出します。
3. ライフサイクルステージの決定：製品のライフサイクルのどの段階を考慮に入れるか決めます。
受注後、ドローンを顧客が指定する場所に運び、ドローンを使ったサービスを行う、ことを想定してライフサイクルステージを決定します。
農薬等の散布を行う場合、農薬等は顧客の所有物であり、当社の購入品ではないため、算定には含めません。
サービスのスタートから、終了までに排出する CO2 排出量を算定対象にします。
4. 参照規格や基本方針の決定：経済産業省カーボンフットプリントガイドラインに準拠した方法で算定します。
5. 算定範囲の設定とデータ収集：製品のライフサイクルにおける GHG 排出量の算出に必要なデータを集めます。
活動量については当社で算出します。それぞれの排出係数は当社では全て揃わないため、専門事業者に依頼し、サービス提供に関わるカーボンフットプリントの算定を行います。

CFP 算定ルールについては 1 回/年の頻度で見直すこととする。